1 議 事 日 程(第1号)

(令和2年第2回久山町議会5月臨時会)

令和2年5月8日

午前9時30分開会

於議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(2久山町専決第1号)

(久山町税条例等の一部を改正する条例 2久山町条例第19号)

(町長提出)

日程第4 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(2久山町専決第2号)

(久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

2久山町条例第20号) (町長提出)

日程第5 議案第38号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(2久山町条例第21号) (町長提出)

日程第6 議案第39号 令和2年度久山町一般会計補正予算(第1号) (町長提出)

日程第7 議案第40号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(町長提出)

日程第8 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(2久山町専決第1号)

(久山町税条例等の一部を改正する条例 2久山町条例第19号)

日程第9 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて(2久山町専決第2号)

(久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

2 久山町条例第20号)

日程第10 議案第38号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(2久山町条例第22号)

日程第11 議案第39号 令和2年度久山町一般会計補正予算(第1号)

日程第12 議案第40号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

2 出席議員は次のとおりである(10名)

山野久生 義弘 1番 2番 清 永 3番 有 田 行 彦 4番 佐 伯 勝 官 5番 松本 世頭 6番 本 光 \mathbf{H} 7番 阿部 哲 8番 只 松 秀 喜 9番 久 芳 TF. 亓 10番 河 部 文 俊

── 令和2年第2回5月臨時会 ──

- 3 欠席議員は次のとおりである(なし)
- 4 会議録署名議員

5番 松本世頭

6番 本田 光

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(10名)

町 長 久 芳 菊 司

副町長佐伯久雄

教 育 長 安 部 正 俊

総務課長 安倍達也

町民生活課長 矢山良寛

教育課長 森 裕子

産業振興課長 久 芳 義 則

税務課長 佐々木信 一

福祉課長稲永みき

財政課長 久芳浩二

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

議会事務局長 中 原 三千代

議会事務局書記 篠 原 正 継

── 令和2年第2回5月臨時会 ──

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

開議 午前9時30分

○議長(阿部文俊君) ただ今から、令和2年第2回久山町議会5月臨時会を開会いたします。

まず初めに、町長よりごあいさつをお受けいたします。

町長。

○町長(久芳菊司君) ごあいさつを申し上げます。

本日ここに臨時議会を招集しましたところ、議員全員の皆さまにご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、わが国におきまして一年で最も観光等でにぎわう、また、人が家族で移動するゴールデンウィークも残念ながら今年は、コロナウイルス感染症対策のため、全国民が一つになってステイホームで連休を過ごすことに相成りました。

去る4月7日に本県を含む7都道府県に発せられ、その後、全国の都道府県に及んだ国の緊急事態宣言は、5月6日をもって最終日を迎えましたが、同4日の日、政府は、7日以降の基本的な基本方針を示しました。そして、その中で、緊急事態宣言をさらに5月31日まで延ばすことを、基本方針の内容として示したところでございます。

ただし、今後は店舗や施設への休業要請等につきましては、それぞれの自治体で対応が 異なってくることになります。特別警戒地域に指定されました福岡県を含む13都道府県 は、そのまま要請等は継続されますが、その他の県においては休業要請を緩和する自治体 が26県、8県では全面的な解除に踏み切っております。福岡県もご承知のように、連日、 感染者の1日当たりの発症数が1桁となっておる状態が続いております。このまま県民が 頑張れば、本県においても早い時期に緩和できるものと期待してるとこでございます。

さて、本日の議会に提案します案件は、税条例等の専決処分に関する案件ほか新型コロナウイルス感染症対策に関する国の特別定額給付金および町の小規模事業者応援給付金等並びに小・中学校におけるGIGA教育推進に関する予算であります。

ご審議の上、可決していただきますようお願い申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長(阿部文俊君) ありがとうございました。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(阿部文俊君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、5番松本世頭議員および6番本田光議員を指名します。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(阿部文俊君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 異議なしと認めます。従って、本臨時会の会期は本日1日限りと決定 いたしました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第3 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(阿部文俊君) 日程第3、議案第36号専決処分の承認を求めることについてを議題と します。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(佐々木信一君) ご説明いたします。

本案は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)等が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、久山町税条例(昭和32年久山町条例第19号)等の一部を改正する必要が生じ、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、ご 承認いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第4 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(阿部文俊君) 日程第4、議案第37号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(矢山良寛君) ご説明いたします。

本案は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)等が、令和2年4月1日から施行されることに伴い、久山町国民健康保険税条例(昭和37年久山町条例第8号)の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

主な改正の内容は、国民健康保険税の一部の賦課限度額の引き上げと、低所得者の国民健康保険税の軽減措置を拡大するための改正でございます。

詳細につきましては議案説明会でご説明いたしますので、ご承認いただきますようお願いたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第5 議案第38号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部文俊君) 日程第5、議案第38号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(矢山良寛君) ご説明いたします。

本案は、国内で新型コロナウイルスの感染が拡大しており、そのさらなる感染拡大をできる限り防止するために、労働者が感染した場合、あるいは感染が疑われる場合に、仕事を休みやすい環境を整備することが重要であることから、傷病手当金の支給に関する規定を定める必要が生じたため、別案のとおり提案するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、可決していただきますよう お願いいたします。

以上、説明を終わります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第6 議案第39号 令和2年度久山町一般会計補正予算(第1号)

○議長(阿部文俊君) 日程第6、議案第39号令和2年度久山町一般会計補正予算(第1号) を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(久芳浩二君) 議案第39号令和2年度久山町一般会計補正予算(第1号)につい

てをご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町一般会計補正予算(第1号)をお願いするものでものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額49億3,800万円に、歳入歳出それぞれ10億1,657万5,000円を 追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ59億5,457万5,000円とするものでござ います。

歳出の増額した主たるものは、新型コロナウイルス対策に関連する事業費となっており、特別定額給付金事業費で9億1,482万5,000円の増、感染症緊急対策事業費で89万6,000円の増、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費で1,699万9,000円の増、小規模事業者応援給付金事業費で5,010万5,000円の増、教育振興一般経費で3,375万円の増額補正をお願いするものでございます。

一方、歳入補正予算で増額する主たる内容は、国庫支出金が9億4,082万4,000円、繰入 金が6,675万1,000円増額補正するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、ご 承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第7 議案第40号 久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(阿部文俊君) 日程第7、議案第40号久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長(矢山良寛君) ご説明いたします。

本案は、令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)をお願いするものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額10億3,330万4,000円に、歳入歳出それぞれ100万円を追加 し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億3,430万4,000円とするものでございま す。

歳出補正といたしましては、傷病手当金の100万円の増額でございます。

そのための財源であります歳入補正といたしましては、県支出金の県補助金を同額増額 するものでございます。

詳細につきましては議案説明会におきましてご説明いたしますので、ご審議の上、可決

していただきますようお願いいたします。

以上、説明を終わります。

○議長(阿部文俊君) 以上で提案理由の説明は終わりました。 ここで一旦休憩といたします。

~~~~~~ () ~~~~~~~

休憩 午前9時41分

再開 午後 0 時25分

~~~~~~ () ~~~~~~~

○議長(阿部文俊君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案の審議に入ります。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

日程第8 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(阿部文俊君) 日程第8、議案第36号専決処分の承認を求めることについてを議題と します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

これより議案第36号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(阿部文俊君) 起立全員であります。従って、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第9 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(阿部文俊君) 日程第9、議案第37号専決処分の承認を求めることについてを議題と します。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

これより議案第37号専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は承認することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長(阿部文俊君) 起立多数であります。従って、本案は承認することに決定しました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第10 議案第38号 久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部文俊君) 日程第10、議案第38号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例 についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

議案第38号久山町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(阿部文俊君) 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第11 議案第39号 令和2年度久山町一般会計補正予算(第1号)

○議長(阿部文俊君) 日程第11、議案第39号令和2年度久山町一般会計補正予算(第1号) を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

有田議員。

○3番(有田行彦君) 町長にご質問します。

ページ14ページ、第2款総務費、18目特別定額給付金給付事業費についてでございます。

先ほど委員会でもいろいろとご説明を受けましたが、私なりにちょっと町長にお尋ねしたいなと思ったことが一つあります。

新型コロナウイルス感染症緊急支援対策について。国が今月5月いっぱいまで緊急事態 宣言をされました。その関係で、令和2年度もまだまだ続くだろうと思いますが、こうい う事態が続くだろうと思います。そこで令和2年度の予算執行をこのまましますと、財政 調整基金が約3億3,000万円になったそういう状況の中でありますから、令和2年度予算 事業の見直しをして、不要不急の事業を凍結し、支援対策の財源確保や新規財源を考える 必要があるのではないかと思いますが、その点、町長のお考えはどうでしょうか。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 有田議員がおっしゃったようにですね、今回のコロナウイルスの関係で、今現在、各課長にはこれによる影響でといいますか、今年度予定している執行予算の中での、特にイベントの中止とかですね、あるいは事業によっては、先送りしても構わないというものについては、極力予算の見直しを図るようにですね、今調整をしてるとこでございます。

それから、財源につきましても非常に財政調整基金が少なくなってるということもありますので、今考えておりますのは、他の基金の関係について、今現在、一般財源から充当してる基金等もありますので、その基金はずっと活用しないで置いてる基金もありますので、予算の財源の組み直しというものを次回の議会あたりでもご提案させていただきたいなと思ってます。そういうふうで、事業の縮減、それから延期、それから基金等の活用をしながら、ここは少し、財調をしっかり積み上げていきたいなと思っております。

- ○議長(阿部文俊君) 有田議員。
- ○3番(有田行彦君) わかりました。それとですね。これ5月いっぱいはという国の考え方のようでございますが、6月議会等でですね、補正予算とかいうのはひとつ考えていただきたい。というのは、今町長もおっしゃったように財政調整基金が非常に厳しくなってきておりますからね。補正を組んで新しく事業をするというようなことは考えていかないようにしたほうががいいじゃないかなと思いますが、その点どうですか。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。

- ○町長(久芳菊司君) 今のところは新たに、当初予算に挙げてるもの以外のですね、新規の そういう投資的事業は考えておりません。学校関係のGIGA教育関係あたりが今後出て くる可能性はありますけれども、投資的な事業については、新規のことは考えてないし、 また建設事業等については、状況によっては少し延ばしたりすることも考えていきたいと 思います。
- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) 今質問がありました補正予算、ページ16ページの小規模事業者応援給付事業補助金についてでございます。先の全員協議会でも町長が議会に説明されて、そして対応が遅れたことも陳謝されました。そして周辺他町、糟屋エリアを見てみましたら、やはりほかの町は法人10万円、そして個人事業者15万円ということで、やはり他の町のほうが対応も早かったし、そして幅も広いといいますか、それだけ出してる。うちは一律10万円ということになってるんですが、財政が厳しい状況ということでしたらこれはいろいろ考えてのことというふうに解釈をさせてもらいます。そして、財政調整基金が厳しい中ですが、やはりこういった中では、町民もいろいろ町は対応遅いし、何やってるんだという声が聞こえるんじゃないかと思います。実際私のところにそういった電話がありました。それも含めて、今後何か追加で、何かそういったコロナ支援、これも長引きそうですから、財調を取り崩す、そんなに幅を取り崩さなくてもやれるような対策、そういったことっていうのは頭におありでしょうか。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 小規模事業所の応援給付金、全協のときにもですね、お断りしたんですけれども、糟屋郡内ではちょっと一番うちが、日程のちょっとしたずれはありますけれども、遅くなったことはですね、大変申し訳なく思ってますが。これは先ほどから言われてるように、本町は今非常に財政的にも逼迫してるんですよね、財調があまり余裕がないということで。今回のコロナウイルスに関する小規模事業者の支援については、非常に少し時間をかけさせていただきました。というのは、今、佐伯議員がおっしゃったように、とはいうもののやっぱり糟屋郡内の、他の町との差があまりあってはならないということもあって少し様子を見たところもあります。それが1点と、もう一つは、今回のこういうコロナウイルスの経済支援対策について、国は早くから各自治体に地方臨時交付金を出しますよという、これはものすごく早かったんですよ。大体1兆円の予算を組まれて、福岡県レベルで大体200億円ぐらい来るだろうと。そうすると、人口割、均等割したとしても、本町でも3,000万円か4,000万円ぐらいの予算見込みができるなというのは思ってましたけれども、ところが何に充てることができるかというのをいくら県に聞いてもですね、

まだ国がその内容を示さないということもあって、ぎりぎりまでですね、だから、それが丸々使えるのであれば、支援をもっと厚くすることもできるなというもくろみがありましたので、少し時間をかけさせていただきました。ただ、今回の事業支援それから特別給付金もそうなんですけれども、あくまでも、国の、特に事業者の支援については、国の支援、あるいは県の支援を補填するのが自治体の市町村が、今それぞれやってるところでございます。メディアでいろいろですね、どこどこの町がいくら給付金とか、事業所へっていうことで、競争をあおるような形になってますけれども、先ほど言いましたように、町としても、県内見ても大体10万円のところが結構多かったんじゃないかなと思います。糟屋郡でも、10万円のところも何町かありますしですね。これはそういう予算の厳しさということもあって10万円にさせていただきました。ただ、期間が遅れたことについては少し申し訳ないと思います。

それで、新たな支援とか、今回あくまでも緊急のですね、支援を国が出してます。それに合わせて自治体も出してるんですけれども。今後、コロナが終息がまだ見えませんけれども終息し、その後また日本の経済がどうなるかということも本当にこう見えない形ですから、その辺はじっくり見ながらですね、次の支援策を考えてまいりたいと思っております。

それから今ちょっと財政課長が心配してメモをやったんですけども、6月議会で、先ほど有田議員さんの質問の中で、荒廃森林関係の補正予算が700万ぐらい予定をしてるのがあるということでございますので、改めて答弁させていただきます。

以上です。

- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) 時間が押してますんで手短に済ませたいと思いますが、町民の声もありましたので、これはちょっとどうしても披露しなければいけないのと、こういったものはどうかということ、その2点を話させてもらいます。先の1週間前の全員協議会の後、実は夕方私個人の携帯に町民から電話がありました。町は何やってるんだと。そして、ほかの町早いじゃないかと。住所と名前、番地までおっしゃったんでちょっと披露せざるを得ないんですけども、議会は何やってるんだと。そして、町のほうも町民も苦しんでるんですよと。そういう中で、何やるんですかといったら、いや実はまさに今日、全員協議会で町長のほうから町の方針が発表になったんだと。どんなことだと。10万円給付だと。それは格好だけやないかと。ほかの町はちゃんとやってる。そして町民全体はみんな苦しんでるんですよと。そういった時に、行き渡るようにしなきゃいけないんじゃないですかと。だから10万円とはそういうことは別にして、例えば、町民、全町民に水道代を全額で

なくても補助するとか、例えばですけど、そういったことでやったらどうか。一般の人も 苦しんでる。そういうことを支援を広げてほしい。それを町長にも伝えてほしいというこ とで、町長の地元の区の方ですけれども、おっしゃいました。だからちょっとこれはっき り番地までおっしゃったんで今日披露しますが、その方がおっしゃったことで。そして最 近新聞でちょっと記事見ましてピンときたことがあります。確かに久山町は今10万円給付 が精いっぱいでしょう。500世帯ちょっと。新聞には実はですね、このコロナの状況で、 家庭ごみが増えてるという記事が、大阪の記事、産経新聞の5月6日の記事ですが特集が ありました。これ久山町でもやれるんじゃないかなと。例えば久山町のごみ袋はむちゃく ちゃ高いと、1枚105円。しかし、これを例えば、可燃ごみ20枚、そして不燃ごみ10枚プ ラスしてもこれは、全世帯に配布したとしても945万円でこれはできる。例えば緊急事態 宣言2カ月あったていうのは、2カ月でそれ消費しきれるかどうかわかりませんけども、 一応、久山町が町民のためを考えて、家庭でのワークが増える、当然コピー用紙の失敗の ごみとかが増える、そして家のごみも増えるでしょう。そういう中でごみが増える。そう いった方々、家庭でじっとしておられる方を支援しますよという姿勢を見せる意味ではい いんじゃないかと。しかも、1,000万円かかりませんからこれだったら。とりあえずって 言ったらこれ語弊がありますが、姿勢を示せる。そういったことも含めて今後補正予算を 組んで、緊急事態宣言は解除の方向にはいきますけれども、遅くとも、久山町がそういっ た在宅といいますか、そういったことを応援するために、ごみ袋を配布しますよという取 り組みをやれば、そんなにこれ財調崩さなくてもやれるんじゃないかと思うんですけどそ の辺を含めていかがでしょうか。

○議長(阿部文俊君) 町長。

○町長(久芳菊司君) 今回のですね、新型コロナウイルスの感染対策に関するですね、国の支援あるいは県の支援あたりはそうなんですけれども、目的は本当言うて今回のコロナ感染の関係で、大きな影響を受けた事業主さん、それから、個人でも会社によっては、仕事をなくしたり、本当にこのコロナの感染の関係で、生活に困った人たち、この人たちを支援するのが今回の緊急対策だと私は思ってます。だから、全員にばらまくような支援はするべきじゃない。ただ、国が国民1人10万円としたのは、ご存じのように最初は、収入が減った基準という中で、本当に困ってる人に30万円というのをあえて10万円にしたのは、一つはやっぱり急ぐということ。それから、これは生活困窮者支援と、もう一つは事業主さんたちが事業を始めたときに、経済支援という両方の面の目的がこの10万円にあるからですね、早く出すということと、早く全員に渡して、全員が全員大きな影響を受けてる人でないと思うけれども全員に渡して、それが経済を活性化することによって困ってる人た

ちがまたそれによって助けられる。そういう意味があるわけですから、私はそういう10万円についてはそこに有効に使っていただきたいなと思ってます。別段そのごみとかですね、そういう確かにごみも一つの経済支援と思いますけれども、先ほど言いましたように、全員にするという形ではなく本当に困ってる人たちに、税金にしろ、水道料金にしろご相談があれば、個別に対応といいますかね、免除というよりも、国あたりや県がしてますように、支払いの延期とかですね、そういうものは十分対応していきたいと思ってますが、佐伯議員がおっしゃったごみ袋というのも確かに、ただごみが増えてるのはですね、今回のステイホームという形で、各おうちの方が家での清掃をされたんじゃないかと思いますけれども、そういう意味でございますので、町民の方全世帯に対するその支援というのを、これはもう給付金以外ではあまり考えられないと思ってます。もしやるならば、全協のときもちょっと言いましたけれども、プレミアム商品券とかですね、そういう形での支援をすべきではないかなと思います。

- ○議長(阿部文俊君) 佐伯議員。
- ○4番(佐伯勝宣君) わかりました。町民からですね、全協の後、私も電話をもらわなければ、今回質問はしなかったところでございます。そして、強くおっしゃった。そして、町長に伝えてくれまでおっしゃらなかったらちょっと私も今回質問しなかったと思いますし、その方が町民に全部行き渡るような政策をできないかと。みんな苦しんでいるというふうな声がございましたので、それも届けられたと思います。ただ、ごみ袋に関しては、これは町がそういった配慮をするということは、これ町民に善意に伝わるんじゃないかと思いますし、ごみ袋はストックしとっても、これは別に損にはなりませんから、一つこれは手じゃないかなと。プレミアム付き商品券もいいでしょうけど、これだったら全世帯に可燃ごみ2袋、不燃ごみ1袋加えても3,150円ですから。どっちがいいか、一つの目に見える手段じゃないかなということでまた止めおいていただけたら幸いでございます。いろいろまたいい形で手段が講じれること私も願っておる次第でございます。

以上です。

- ○議長(阿部文俊君) ほかにありませんか。 只松議員。
- ○8番(只松秀喜君) 先ほどの議員の質問と重なる面もあるかもしれませんけれども、7目の商工費の小規模事業者応援給付事業補助金なんですけども。町内の小規模事業者、それから個人事業主、かなりやっぱりこの3月、4月で厳しくなられております。今回、3割減のところに対しては、10万円の給付ということが予定されておりますけれども、これは5月6日までが大体最初の休業要請の期間でした。それが5月7日から31日まで約1カ月

の延長になっております。この10万円というのは5月6日までの支援金と私は思います。 5月7日からの支援としてはどういうふうな支援を考えてあるんでしょうか。

- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) 町がやる今回のですね、小規模事業主さんへの応援給付金は、休業要請をしてるものを対象としてるものではないんですよね、町は何もやってません。一律に小規模事業主の対象者の方に対して、対前年度の同月比3割減の方に対して支給する。これは1回限りのものということで、要綱にも定めておりますので、今回およそ1カ月期限が延びますけれども、これについて第2弾、同じものをということは今のところ考えておりません。ただ、次なるそういう、これはもう状況を見ていかないと何とも言えませんけれども、もしかしたら、福岡県あたり非常に少ないからですね、発症者が。2週間後の知事の発表ではどうなるかもまだわからないしですね、国のあれもわからないし、状況を見ながら今後考えていきたいと思ってます。
- ○議長(阿部文俊君) 只松議員。
- ○8番(只松秀喜君) やはり町が休業要請してないと言われますけれども、国からの休業要請等ありますし、県外への移動自粛っていうのもありますし、何もかもがやっぱり停滞しております。ですから、やはり今、中小零細企業、個人事業主というのは、非常に厳しい面があるということを認識していただいてですね、さらなるやっぱり支援というのも考えていただきたいと要望いたします。
- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 今回の令和2年度の久山町一般会計予算の中で、借入金が最高額に5億円を追加して10億円という。先ほど来から何人かの議員の方々が質問されておりますけども、これは単に、すぐ終わるようなものじゃない。コロナウイルス感染拡大がずっと今続いておる、だけど本町は全然出てないという好ましい状況じゃあるけども、厳しい面も一面あるわけですね。そうした中で、これから感染者を出さないという立場から、PCRセンター設置という話もいろいろ各町では出ております。また、医師会等あたりでもそういうことを耳にします。恐らく粕屋医師会も、そうした動きをされてるんじゃないかというふうに思いますが、やはりこの各自治体と医師会等あたりが協力、共同しながら、二次感染そしてこれ以上の感染者を増やさない方向をどう構築していくかということについての町長がつかんである範囲を答弁願いたいと思います。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) PCRの件でよろしいですかね。PCRについては、世界から日本政府のですね、対応が非常に非難されてるということがニュースで流れてきます。実際に日

本でのPCR検査の数が少ないということで、今、国もそしてまた各県もですね、PCRの検査センターの設置を増やしていこうという、そういう動きにあるようでございます。それで糟屋郡の町長会においても、協議をしましてですね、福岡市のすぐ隣接する地域にあるということから、やっぱり糟屋郡にも一つそういうPCR検査センターを設置をしたほうがいいんじゃないかということで、糟屋郡町長会で郡の医師会のほうに要望書を提出させていただいてます。医師会のほうも非常に前向きに考えておられまして、早ければ来週ぐらいにですね、そういうPCRセンターの設置についての決定をして、聞くところによるとちゃんと公表したいという、いつからするということをですね。そういう動きにはなっておるようでございます。

- ○議長(阿部文俊君) 本田議員。
- ○6番(本田 光君) 今、町長からも発言がありましたけども、これからは一単独の自治体ではできないし、粕屋医師会っていうのがあるし、またそこにはやはり相当のスタッフ、それから、そういう専門家の人たちが必要になってくるし。これ以上拡大しないようにですね、ぜひ町長を先頭にまた議会も含めて、一緒になってこういう二次感染を防ぐというですね、患者が出ないように、ぜひまた町長も努力していただきたいと思います。その点もう一度。
- ○議長(阿部文俊君) 町長。
- ○町長(久芳菊司君) PCRの検査センターについては、先ほど申しましたようにそういう形で、我々自治体もですね、やっぱり医療関係者の方が本当にそれぞれの事業がある中で、そういう作業をしていただいているということでございますので、しっかり支援を、特に医師会から要望があってるのは若干の人件費等についてですね、各自治体の支援をお願いしたいということで。それから支援センターの内容ですけれども、実施するのはドライブスルー形式でのセンターを設置したいということで。ただし、誰でもがそこに行けるんじゃなくて、病院の医師が必要という人たちに対して、センターに行っていただくという形でございます。保健所の管轄になりますので、恐らく糟屋郡、宗像ぐらいまでの範囲になってくるんじゃないかなと思います。
- ○議長(阿部文俊君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) ないようでございますので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

── 令和2年第2回5月臨時会 ──

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

議案第39号令和2年度久山町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(阿部文俊君) 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第12 議案第40号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(阿部文俊君) 日程第12、議案第40号令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(阿部文俊君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(阿部文俊君) 討論なしと認めます。

議案第40号令和2年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(阿部文俊君) 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和2年第2回久山町議会5月臨時会を閉会します。

~~~~~~ () ~~~~~~~

散会 午後 0 時55分